

①農地転用許可事務の適正化及び簡素化について（令和4年3月31日付け3農振第3013号 農林水産省農村振興局長通知）

(3)農地取得後3年以内は転用を認めない運用について

耕作目的で取得した農地については、一定期間は適正かつ効率的に耕作されるべきとの観点から、農地を取得した後3年間は、その取得した農地についての転用は認めない指導が慣行的に行われている地域が見受けられるところ、このような農地転用許可基準との関係が明白でなく、従来からの地域の慣行的な取扱いにより農地の転用を認めないといった対応は適切ではないこと。

②農林水産省令第二十七号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項第九号、同条第二項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）及び第五条第一項第八号並びに農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第三条第一項、第十条第一項及び第十五条の二の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日農林水産大臣金子原二郎

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>（農地を転用するための許可申請）</p> <p>第三十条法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 申請者が法人である場合には、<u>定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書</u></p> <p>二～七（略）</p>	<p>（農地を転用するための許可申請）</p> <p>第三十条法第四条第二項の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 申請者が法人である場合には、<u>法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し</u></p> <p>二～七（略）</p>